

市の責務、関係者の役割等

金融機関の役割(第7条)

- ◆資金の供給・経営相談等を通じて、中小企業・小規模企業の経営の改善・向上を支援
- ◆創業を希望する者に対する積極的な支援
- ◆市が実施する施策への協力

大企業の役割(第8条)

- ◆経営の革新等に取り組む中小企業・小規模企業への技術的支援等
- ◆市内の中小企業・小規模企業において生産・製造・加工される物品・提供されるサービスの積極的な活用等
- ◆市が実施する施策への協力

中小企業関係団体の役割(第6条)

- ◆相談・指導・研修の充実等による、中小企業・小規模企業の経営の改善・向上の支援
- ◆創業を希望する者に対する積極的な支援
- ◆市が実施する施策への協力

中小企業及び小規模企業の努力(第5条)

- ◆自主的な経営の改善・向上
- ◆地域社会の発展・市民生活の向上に貢献
- ◆円滑な事業の承継、労働者の積極的な雇用・人材の育成・労働環境の整備
- ◆市内で生産・製造・加工される物品・提供されるサービスの積極的な活用等
- ◆市が実施する施策への協力

教育機関等の役割(第9条)

- ◆健全な職業観・勤労観の醸成
- ◆研究開発の成果の普及、中小企業・小規模企業との共同研究の推進、企業活動に必要な情報の収集・提供
- ◆市が実施する施策への協力

市の責務(第4条)

- ◆基本理念にのっとり、施策を総合的に策定・計画的に推進
- ◆施策の策定・推進に当たっては、中小企業・小規模企業、関係機関の意見を反映

市民の理解と協力(第10条)

- ◆中小企業・小規模企業が、地域の経済・雇用を支え、市民生活の向上に寄与していることへの理解
- ◆市内で生産・製造・加工される物品・提供されるサービスの積極的な活用等により、中小企業・小規模企業の振興に協力